

知事が保有する個人情報の開示の実施方法に関する要領

(趣旨)

第一条 この要領は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第八十七条第一項に基づき知事の保有する個人情報の開示の実施の方法を定めるものとする。

(開示の実施の方法)

第二条 法第八十七条第一項本文の文書又は図画の閲覧の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧する方法とする。

- 一 文書又は図画（次号から第四号までのいずれかに該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第一号に定めるもの）
- 二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に印刷したもの
- 三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦八十九ミリメートル、横百二十七ミリメートルのもの又は縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。）に印画したもの
- 四 スライド 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 法第八十七条 第一項本文の文書又は図画の写しの交付の方法（（第二号に掲げる方法にあっては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、県の機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により当該文書又は図画の写しを交付することができる場合（以下この項において「文書又は図画を電磁的記録に変換できる場合」という。）に限り、第三号に掲げる方法にあっては文書又は図画を電磁的記録に変換できる場合であって、かつ、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号。第三号において「情報通信技術利用条例」という。)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合(次項において「電子開示請求の場合」という。)に限る。)は、それぞれ当該各号に定めるものを交付する方法とする。

- 一 当該文書又は図画を用紙その他これに類するものに複写し、印刷し、又は印画したものの交付
- 二 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項において同じ。）

に複写したものの交付

三 当該文書又は図画の開示実施を情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

3 法第八十七条第一項本文の行政機関等が定める電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法であって、県の機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（第五号に掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）とする。

一 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

二 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取

三 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

四 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

五 当該電磁的記録を電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で使用した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。